

諮問番号：平成28年度諮問第8号

答申番号：平成28年度答申第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の子（以下「本件児童」という。）について次の事情を考慮せずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

(1) 知能指数について

I Qが56から49に下がったこと。

(2) 問題行動及び習癖について

自閉症も重くなってきて、イライラすると自分の頭や顔を叩いたりするようになってきていること。

(3) 日常生活能力の程度について

自分の身の回りのことが出来なくなっていること。

2 処分庁の主張の要旨

特別児童扶養手当認定診断書によれば、I Qは49であるものの、「日常生活能力の程度」がおおむね「自立」しており、自分の身の回りのことが出来なくなったとはいえ、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とまではいえなから、審査請求人の主張は採用されるべきではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

なお、本件審査請求の審理手続中に、処分庁の職権調査により同診断書の補足がなされたが、それらによっても原処分が違法、不当とされる余地はない。

2 審査請求人の各主張についてみると、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、そもそも知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活における援助の必要度を勘案して総合的に判断されるものであるところ、原処分は、同診断書に基づき、「日常生活能力の程度」の状態も勘案しつつ、判断されたものであること、また、問題行動及び習癖並びに日常生活能力の程度の状態については、それらに対する同診断書の内容を含めて総合

的に判断されているし、主治医に対する処分庁の職権調査により、自傷行為など、審査請求人の主張する内容の追加記載があったが、常時「日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動」があるとははいえず、嘱託医師による再判定を行っても、非該当との判定に変わりはないことから、原処分が違法、不当とされる余地はなく、いずれの主張も採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年10月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

審査会は、同月20日、同法第81条第3項において準用する同法第74条に基づく調査を開始し、その結果などを踏まえ、同年11月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害による障害の程度は、特別児童扶養手当障害程度認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており（第7節の1）、主治医が作成した特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、嘱託医師の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと見るべきである。

そこで、本件についてみると、原処分の前提として、嘱託医師は、その医学的・専門的見地から、同診断書の内容を総合的に考慮した上で、判定を非該当としていることが認められる。また、処分庁は、本件審査請求を受け、職権調査により審査請求人の主張内容を示した上で本件主治医に対し改めて判定に必要と思われる特記事項等の回答を求め、本件主治医により同診断書の補足がなされたが、かかる補足後の診断書に基づき、嘱託医師の再判定を受けたところ、その判定の結果も引き続き非該当とされたことが認められる。

また、審査会は、当該補足後の診断書において、本件児童の日常生活能力の程度が改善したとされる一方で、様々な場面で保護・援助を要し、家族の対応も困難になってきたとされていることの関係性につき調査権を行使したところ、主治医からは、本件児童は、対人関係や社会性が未熟なままであり、年齢相応の言動をとることは困難であるものの、中学生になって日常の身近に関する意識が高まり、自立して行えるようになってきたことなどの回答が得られた。こうした点に鑑みると、当初の診断書に基づく嘱託医師の判定の過程や補足後の診断書に基づく嘱託医師の再判定の過程のいずれにおいても看過し難い過誤欠落がないことが確認できた。

そうすると、嘱託医師の判定に基づく原処分時の処分庁の判断のみならず、前記再判定の結果に依拠してなされた原処分の適法性・正当性を認める処分庁の判断に不合理な点があるということとはできない。

以上のとおり、処分庁の判断には、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してなされたものというほどの著しい不合理性は認められないから、原処分を取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美